

平成25年5月29日 総務委員会資料

議案第88号

黒川地区小中学校新設事業の
契約の変更について

教育委員会

黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について

1 小学校児童・教職員数の増減に基づく小学校給食業務費の改定

はるひ野小学校の給食業務費(以下「サービス料4」という。)は、433人を基準として15年間の支払額を算定している。毎年度のサービス料4の額は、当該年度の給食開始日前日の小学校児童・教職員数により算定し、433人を基準として50人を増減する毎に1,080,000円を増減し改定する【事業契約書第55条】。 **12,960千円(税抜)増額**

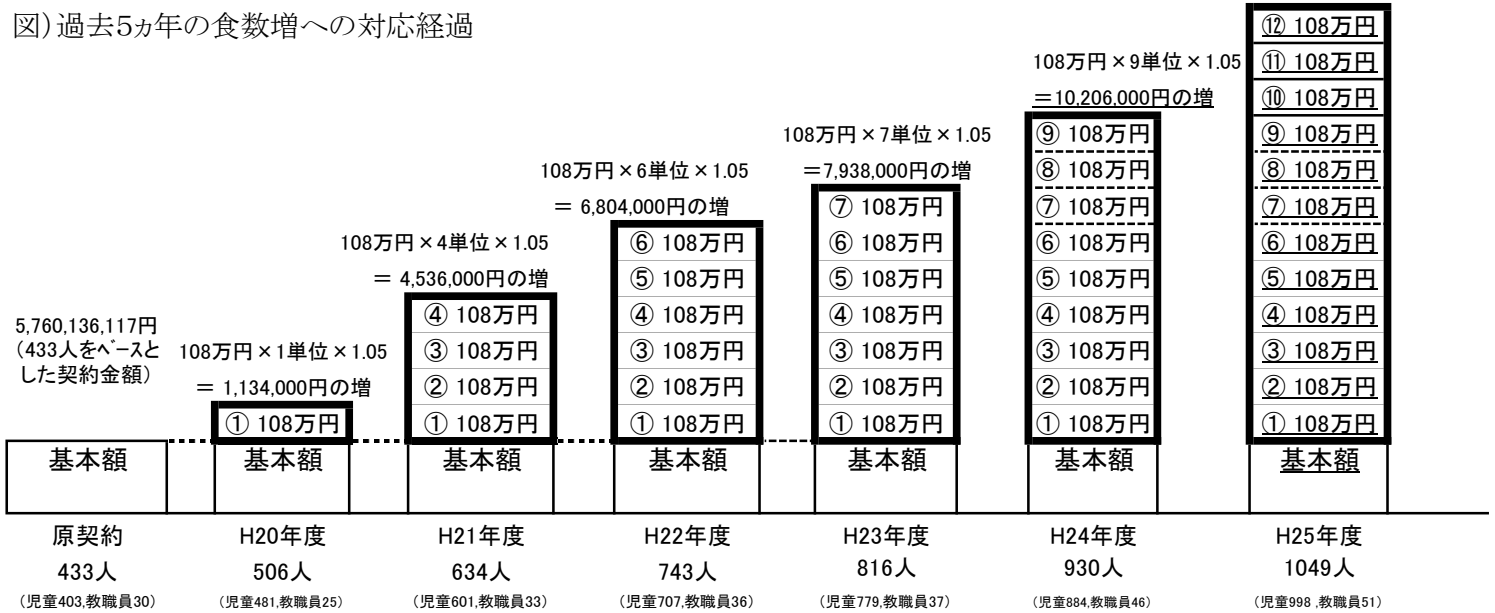
○平成25年4月の児童・教職員確定数 : 1,049人 → 433人をベースとして616人の増

○50人増加するごとに1,080,000円(税別)を加算する。(50人に満たない場合は切捨て)

・平成25年度 616人増 / 50 = 12.32 ⇒ 12 単位 1,080,000 × 12 × 1.05 = 13,608,000円

108万円 × 12単位 × 1.05
= 13,608,000円の増

図) 過去5か年の食数増への対応経過



2 給食室改修に伴う維持管理費の改定

契約締結当初の想定を大幅に超える児童・生徒数の増加に対応するため、平成24年度に給食室拡張工事とランチルームの増設工事を行った。改修工事に伴い平成25年度以降の校舎の維持管理業務費・運営費等に変更が生じることから、黒川地区小中学校新設事業契約のうち、当該業務に係るサービス料を改定する。

約69,379千円(税抜)増額

3 情報システム維持管理業務費等の改定

本契約では、契約期間中の金利・物価の変動を考慮し、定期的に見直しを行うよう定められている。平成25年4月は情報システム更新費及び情報システム維持管理業務費を金利・物価の変動に合わせ改定する。

約1,401千円(税抜)減額

4 平成25年4月の児童・教職員数 (参考)

| 学年 | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 合計 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|--------|-----------------|
| 児童数 | 191 | 172 | 147 | 165 | 168 | 135 | 978 |
| 実学級数 | 6 | 5 | 4 | 5 | 5 | 4 | 29 |
| 特別支援 | | | | | | (5クラス) | 20 |
| 教職員 | | | | | | | 51 |
| 給食合計 | | | | | | | 1049 |
| | | | | | | | (児童998人 教職員51人) |